

入札公告(管)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

令和8年6月5日

分任契約担当官
自衛隊那覇病院
会計課長 重森 信志

1 工事概要

- (1) 工事名 : 南那覇(R8)給水管敷設替
- (2) 工事場所: 沖縄県那覇市赤嶺322 陸上自衛隊南那覇駐屯地 自衛隊那覇病院
- (3) 工事内容: 本工事は、以下の工事を行うものである。
用途(管)
病院給水管設備(機械設備)の改修
- (4) 工 期 : 令和9年3月31日(水)まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、沖縄防衛局 に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 以下の表の示す防衛省競争参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級) 以上であること

工事区分	格付
管	C

- (5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記2(4)の工事を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。
また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。
ア 本工事の施工に必要な資格を有する監理技術者を配置できること
イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、沖縄防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 自衛隊那覇病院会計課が発注した「2(4)と同種の工事」のうち、令和4年度以降令和8年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。
- (12) 沖縄防衛局の管轄内に2(4)の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国または地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国または地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒901-0197 沖縄県那覇市赤嶺322 陸上自衛隊南那覇駐屯地 自衛隊那覇病院 会計課 担当 重森 TEL 098-857-1155(内線3940) FAX 098-857-7847(直通)

②仕様書に関する問い合わせ先
〒901-0197 沖縄県那覇市赤嶺322 陸上自衛隊南那覇駐屯地 自衛隊那覇病院総務課 管理班営繕係 担当 山城 TEL 098-857-1155(内線3934) FAX 098-857-7847(直通 会計課と同じ)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間: 令和8年6月6日(土)から令和8年6月26日(金)まで
(行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 交付場所

3(1)①の担当部局において交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限: 令和8年6月26日(金)午後5時00分まで

イ 提出方法: 3(1)①の担当部局に持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。) (以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限: 令和8年7月29日(水)午後5時00分

イ 提出方法: 3(1)①の担当部局に持参又は郵送等する。

ウ 郵送等による場合は、郵送等した旨の連絡をすること及び現着(担当者)の手元に届いた旨を、入札に参加しようとする者の責任において確認すること

(5) 開札の日時及び場所

ア 日 時: 令和8年7月30日(木)午前10時00分

イ 場 所: 自衛隊那覇病院 食堂

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金: 免除

(3) 契約保証金: 免除

ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行うものとする
なお、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3)以上とする。

- (4) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
ウ 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたい入札
エ 暴力団排除に関する制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
オ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 配置予定監理技術者等の確認
落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。
- (8) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 契約書の作成
ア 落札者は落札決定後、契約金額により遅滞なく契約書を作成する。
イ 適用する契約条項
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
- (11) 資料のヒアリングを行う場合がある。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3(1)①に同じ。
- (13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 詳細は、入札説明書による。

仕 様 書

- 1 件 名 : 南那覇 (R 8) 給水管敷設替
- 2 場 所 : 沖縄県那覇市赤嶺 3 2 2 陸上自衛隊南那覇駐屯地内
- 3 期 間 : 契約締結日 ~ 令和 9 年 3 月 3 1 日
- 4 目 的 : 既設給水管の老朽化により赤水の発生及び漏水の恐れがあるため、新たに給水管を設置し、安全かつ安定した給水環境の確保を図る。
- 5 概 要 : 高架水槽から各系統への給水について、既設配管とは別系統の給水管を敷設し必要箇所へ給水する。

6 一般事項

- (1) 本仕様書は「南那覇 (R 8) 給水管敷設替」について適用する。
- (2) 本業務は、本仕様書によるほか、公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編)、水道法及び労働安全衛生法その他関係法規に基づき実施するものとする。
- (3) 本仕様書について、作業中疑義が生じた場合は監督官と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 本業務に際し、他の箇所に損傷を与えないよう十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において速やかに原形に復旧するものとする。
- (5) 本業務で使用する資機材については請負者が準備するものとする。
- (6) 請負者は作業完了後、現場の整理整頓及び清掃を実施する。
- (7) 請負者は、自衛隊敷地内への立入り及び行動については当該駐屯地 (基地) の規則及び官側の指示を遵守して行うものとし、作業場所以外への立入りを禁止する。やむをえず作業場所以外への立入りを必要とする場合は官側の許可を得るものとする。
- (8) 本業務に際して、本仕様書に明記なき事項についても、作業完了のため必要となる事項については請負者の負担で実施する。その際、契約金額の変更はないものとする。
- (9) 南那覇駐屯地敷地内での喫煙は禁止とする。
- (10) 本業務の写真については、着手前、施工中及び完了時を撮影し、役務完了後に A 4 判写真帳として整理のうえ提出すること。

また、隠蔽箇所、使用材料、主要施工状況並びに各工程における監督官立会状況についても撮影すること。

- (11) 本業務に際し、駐屯地の水道及び電力の使用は原則できないものとするが、やむを得ず使用する場合は仮設メーターを設置し、使用量に応じた金額を請負者が負担すること。
- (12) 業務に必要な書類は、監督官の指示によるものとし期日までに提出するものとする。

7 特記事項

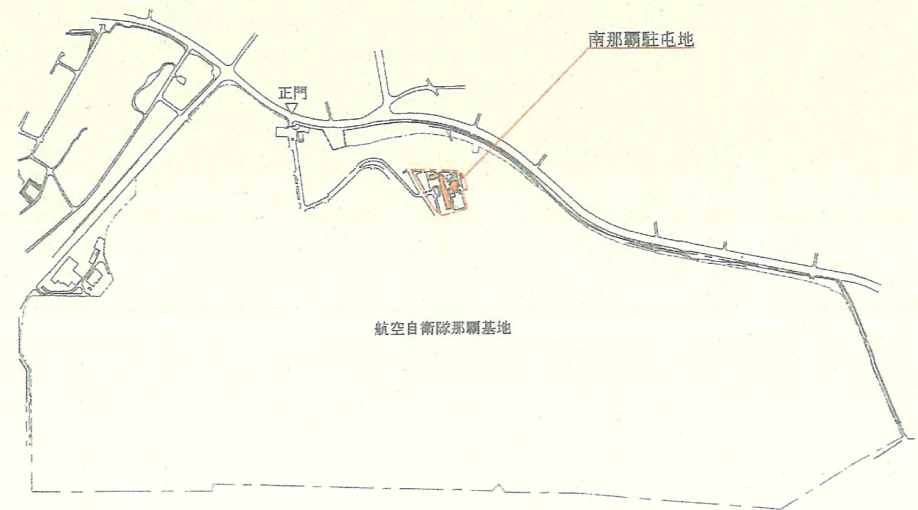
- (1) 本仕様書及び図面に記された数量・ルートはあくまで現段階の想定であり、受注者は契約後、速やかに現地調査を行い、最も技術的・経済的に優れた配管ルート及び管種 (HIVP、架橋ポリエチレン管等) を提案すること。提案にあたっては監督官と協議のうえ承認を得るものとする。
- (2) 給水管枝管の切替作業については、施設運用に支障が生じないよう病院休館日に実施するものとし、細部の工程については監督官と調整すること。
また、病院施設の特性上、作業時間、騒音、断水時間等に制約が生じることを考慮し施工すること。
- (3) 作業にあたっては関係法令を遵守し、第三者及び施設利用者の安全確保に十分配慮すること。
- (4) 通水前に配管洗浄を実施し、濁水等がないことを確認すること。また、末端部において遊離残留塩素が 0.2mg/L 以上検出されるまで消毒を行うこと。
- (5) 通水後は配管及び接続部位の漏水の有無を確認すること。
- (6) 本業務に必要な仮設、養生、軽微な作業については、本業務に含むものとする。
- (7) 本業務で発生した発生材については、金属屑を官側に返納し、監督官の指定した場所に収集運搬する。その際、発生材調書を監督官に一部提出する。
- (8) 本業務で使用する材料は全て新品とし、監督官の検査を受けた合格品のみ使用する。
- (9) 受注者の提案による配管ルートの最適化等により数量に増減が生じた場合であっても、原則として契約金額に変更は生じないものとする。

(10) 提出書類

ア 工程表	1 部
イ 契約価格内訳明細書	1 部
ウ 現場代理人等氏名 (変更) 通知書	1 部
エ 承認図	1 部
オ 使用材料数量表	1 部
カ 材料搬入報告書	1 部
キ 写真帳	1 部
ク その他、監督官が指示した書類	1 部

8 検査

- (1) 本業務の検査は、通水後に漏水その他の異常がないことを確認し、現場検査の合格とする。
- (2) 施工に関する関係書類の提出をもって書面検査の合格とする。
- (3) 現場検査及び書面検査の双方に合格した場合をもって、本業務の完了とする。
- (4) 不適合箇所が認められた場合は、受注者の責任において速やかに手直しを行い、手直し完了後に再検査を受けるものとする。



配置図

件 名	南那覇 (R 8) 給水管敷設替		
図面名称	仕様書・案内図・配置図		
自衛隊那覇病院	縮尺	図面番号	
	—	2 / 9	